

新潟市民病院事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第3号

新潟市民病院事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市民病院事務専決規程（平成20年新潟市民病院管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「看護部」を「入院管理支援センター、看護部」に、「手術部、高度先進医療センター及び」を「高度先進医療センター、入院管理支援センター及び」に改める。

別表備考2中「、手術部」を削り、「高度先進医療センター」の次に「、入院管理支援センター」を加え、同表備考3中「総合周産期母子医療センター」の次に「、手術部」を加え、別表第1（3）の表中「地方自治法施行令」の次に「（昭和22年政令第16号）」を加える。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。